

都道府県立自然公園の指定及び公園計画の作成について

各都道府県知事宛 環境省自然環境局長通知
制定 令和4年4月1日 環自国発第2204018号

標記について、自然公園法（昭和32年法律第161号）第80条第1項及び第2項の規定に基づき通知する。

記

- 1 都道府県立自然公園の指定及び公園計画の作成について
 - (1) 都道府県立自然公園（以下「県立公園」という。）の指定及び公園計画の作成に当たっては、「国立公園に係る公園計画の作成等について」（令和4年4月1日付け環自国発第2204015号環境省自然環境局長通知）を参考に、都道府県ごとに要領を定め実施することが望ましいものである。
 - (2) 県立公園の指定に当たっては、公園計画も同時に定め、併せて特別地域を指定することが望ましいものである。
 - (3) 特別地域に係る保護規制計画は、第1種特別地域、第2種特別地域及び第3種特別地域に区分して定めることが望ましいものである。
 - (4) 特別地域内に、乗入れ規制区域、立入規制区域その他の保護規制計画関連事項を指定するに当たっては、公園計画に位置づけて行うことが望ましいものである。
 - (5) 利用施設計画は、公園区域全域にわたり一体的に定めることが望ましいものである。
 - (6) 整合性のある公園計画の下で適切な公園管理を行うことができるよう、公園計画は定期的に総点検することが望ましいものである。
 - (7) 県立公園の指定に係る手続は、別記1の「都道府県立自然公園の指定に関する手順（標準例）」を参考とされたい。
 - (8) 県立公園の指定等に当たっては、別記2に掲げる都道府県庁内関係部局及び別記3に掲げる国の関係地方行政機関の長と十分に調整を図ることが望ましいものである。

なお、特別地域及び利用調整地区の指定又はその区域の拡張に当たっては、自然公園法第79条第1項の規定に基づき、国の関係地方行政機関の長に協議することとされているので、別記3により協議願いたい。

2 環境省への報告について

- (1) 都道府県は、県立公園の指定又は特別地域に係る規制計画の決定若しくは変更をしようとする場合には、事前に当職に原案を提出願いたい。

この場合、指定書(案)、公園計画書(案)及び公園計画図(案)を各一部添付願いたい。

- (2) 都道府県は、県立公園の指定若しくは解除、公園区域の変更又は公園計画の決定、変更若しくは廃止をしたときは、当職に報告願いたいこと。

この場合、都道府県公報の写し、指定書、公園計画書及び公園計画図各一部を添付願いたい。